



目次

1. 今号のハイライト	p.1		
2. 各国税務ニュース(2023年3月31日時点)	p.2-4		
英国	ドイツ	オランダ	フランス
イタリア	スイス	欧州連合	
3. お知らせ	p.4		
4. セミナー情報	p.4-5		
EMEA	ドイツ		
5. 各国問い合わせ先	p.6		

今号のハイライト

1. 英国では3月15日に2023年度春季予算案が公開されました。大幅な法人税率の引き上げや移転価格文書の作成および保存が盛り込まれるなど、在英日系企業にも影響が及ぶものと考えます。
2. ドイツでは、税制改正に伴う移転価格に関する納税者の調査協力義務の強化について言及されています。税務署から依頼を受けてから30日以内に移転価格文書を提出する必要があるなど、今まで以上に事前準備が必要になると考えます。
3. フランスでは、年々厳しくなっている税務調査について言及されています。既に導入されている税務手続き(FEC、VAT 監査証跡)、そして今後導入されるもの(E-Invoicing、E-Reporting<2024年7月1日:全企業および支店の受領義務化・開始>、EU<VIDA>指令案)に対しては事前に十分な対策および準備が必要です。
4. イタリアでは、イタリア居住企業がEU域外の投資ファンドに支払う配当金に係る源泉税がEU機能条約の「資本移動の自由の原則」に違反するとの立場をとった最高裁判所の判決が出ています。イタリアに直接投資を持つ日本や英国などEU外の地域統括会社がイタリア法人株式を保有している場合には、還付の可能性について検討することが推奨されます。
5. 欧州拠点向けのOECDデジタル課税第2の柱セミナーを実施します。制度概要のみならず、欧州拠点として対応が必要となる事項や留意点について日本語にて解説する予定です(英国・ドイツ・オランダにて開催予定)。詳細はセミナー情報をご確認ください。

各国税務ニュース(2023年3月31日時点)

英国



2023年英国税制改正の概要

英国財務大臣は2023年3月15日に春季予算案を公開しました。特に日系企業に影響を与えることが予想される税制改正の内容は以下のとおりです。

- 2023年4月1日以降、法人税率が19%から25%へ引き上げられます。
- 税務上の減価償却に係る優遇措置(特別償却など)について、一部の既存の措置の適用が終了し、新しい優遇措置が導入されます。
- 研究開発税制の適用対象となる費用の範囲が拡大し、制度の適用にあたって専用デジタルフォームでの提出が求められるようになります。
- OECDが公表している第2の柱に関して、英国においては、2023年12月31日以降開始事業年度について、IIR(所得合算ルール)およびQDMTT(適格国内最低税率課税制度)、ならびに移行期間におけるセーフハーバーが適用されることとなります。
- 英国で事業を行う多国籍企業は、OECDの移転価格ガイドラインに規定された所定の標準形式によるマスターファイルとローカルファイルの作成および保存が求められることとなります。

詳細、その他の税制改正については、本文の英文ニュースレターをご参照ください。

ドイツ



移転価格に関する納税者の調査協力義務の強化

納税者の移転価格分野での協力義務、特に移転価格文書の提出と協力義務違反に対するペナルティを強化するための規制が導入されました。この改正は2023年1月1日に施行されましたが、2025年以降の査定年度に係る税務調査、または2025年1月1日以降に調査告知書が発行される税務調査から適用されます(EGAO第37条参照)。

海外現地法人が抱える移転価格の悩み(ドイツ)第3号

親子ローンをはじめとする金融取引の取り扱いについては、OECD移転価格ガイドライン2022年版の第10章に組み込まれ、日本では2022年6月に移転価格事務運営要領(事務運営指針)にて明確にされました。ドイツにおける親子ローンなどの取り扱いや、調査官のスタンスについては、通達・税務訴訟を事例に用いて解説します。

海外現地法人が抱える移転価格の悩み(ドイツ)第4号

本シリーズ最後となる第4号では、情報という観点からドイツの税務調査における情報の取り扱いのほか、各国税務当局間の情報交換の枠組みを活用して行われるJoint Auditと呼ばれる共同税務調査の概要・利点について解説します。

ドイツ国内登録簿に登録された特許権などのライセンス料源泉税を巡る問題—ドイツ連邦議会による税制改正案の可決—

2022年12月2日、ドイツ連邦議会において2023年税制改正案が可決しました。ドイツ登録特許権などに係るドイツ非居住者間のライセンス料の支払いにおけるドイツ源泉税課税についても、法改正が導入されていますが、2022年7月28日の税制改正案から一部変更されています。本稿では、可決された税制改正案について解説します。

インフレーションに対応するための補償ボーナスに係る非課税措置—概要—

インフレーションに対応するための補償ボーナスに係る非課税措置—FAQの公表—

2022年10月7日の連邦議会において、インフレーションに対応するための補償ボーナス(最大3,000ユーロ)に係る個人所得税の非課税措置および社会保険料の納税義務免除が承認されました。

オランダ



[EU Gateway newsletter 2022 年 10 月号](#)

欧州委員会は高騰するエネルギー価格への緊急介入に関する法案を提出し、政治的な合意に至りました。またオランダ最高裁判所は、法人税法 10a 条(支払利子損金制限)に対する CJEU 裁判について予備的な質問を行いました。

[EU Gateway newsletter 2022 年 11 月号](#)

ECOFIN は 2022 年 10 月 4 日に税務面で非協力的な国・地域リスト(EU ブラックリストおよびグレーリスト)を更新しました。また欧州委員会は EU 域内での単一課税ルール(定式利益配分)に係る公開協議を開始しました。

[EU Gateway newsletter 2022 年 12 月号](#)

2022 年 11 月開催の ECOFIN において、税務面で非協力的な国・地域リスト(EU ブラックリスト、グレーリスト)の決定に用いられる事業課税に係る行動規範について、一般的な税措置も対象に含まれるように見直されました。

[EU Gateway newsletter 2023 年 1 月号](#)

2022 年 12 月 15 日に EU Pillar2 指令案が正式に採択され、EU 加盟各国は 2023 年 12 月 31 日以降開始事業年度を対象に所得合算ルール(IIR)、2024 年 12 月 31 日以降開始事業年度を対象に軽減課税支払ルール(UTPR)の適用が求められます。

[EU Gateway newsletter 2023 年 2 月号](#)

2022 年 12 月に公表された Pillar2 の実施パッケージについて、セーフハーバールールによる業務削減が期待される一方で、欧州連合司法裁判所が EU 指令に適合していないものとして疑義を持つ可能性について指摘されています。

[EU Gateway newsletter 2023 年 3 月号](#)

欧州理事会は 2023 年 2 月 14 日、税務面で非協力的な国・地域リスト(EU ブラックリストおよびグレーリスト)を正式に更新しました。今回の更新において特筆すべきは、ロシアがブラックリストに追加された点にあります。

フランス



[デジタル化された税務手続・調査](#)

フランスでは、税務調査が厳しくなっています。税務調査は従来の書面による調査ではなく、税務手続の義務化に伴い、調査自体も電子化されています。つまり、常に税務的な監視・調査が行われる体制となっています。既に導入されている税務手続(FEC、VAT 監査証跡)、そして今後導入される e-Invoicing および e-Reporting(2024 年 7 月 1 日全企業および支店受領の義務化・開始)、EU<VIDA> 指令案)を含め、事前に十分な対策・準備が必要です。本稿では、各手続の概要を説明します。

イタリア



[EU 域外居住法人への配当金に係る源泉税の取り扱い\(イタリア最高裁判所判決\)](#)

イタリア最高税務裁判所は、イタリアの居住企業が EU 域外の投資ファンドに支払う配当金に係る源泉税が、イタリア国内の投資ファンドへの配当金に適用される税制と比較して高いのは不合理な差別であり、資本移動に不当な制限をもたらす、そのため国所在法人に支払われた配当とで不平等な取り扱いとなるとして、EU 機能条約(Treaty on the Functioning of the European Union)の「資本移動の自由の原則」に違反するとの立場をとっています。

日本親会社(あるいは英国をはじめとする非 EU の地域統括会社)としても、過去 4 年間に発生した配当に係る源泉税について、還付手続の可能性について検討することが推奨されます。詳細は本文の英文ニュースレターをご参照ください。

スイス



2023年におけるセーフハーバー利率の公表

スイス連邦財務省税務局は2023年2月上旬に本年度のセーフハーバー利率を公表しました。当該利率はスイスフランおよび外国通貨建ての株主・企業間における融資に適用されます。2022年と比較し、2023年度の利率は大幅に上昇しており、金利上昇という一般的な市場の傾向に沿ったものになっています。

欧州連合



カーボンプライシングに関する最近の動向: 欧州国境炭素調整措置の暫定的な合意

欧州連合(EU)理事会(Council of the European Union)と欧州議会(European Parliament)は2022年12月13日、欧州国境炭素調整措置(Carbon Border Adjustment Mechanism: CBAM)について暫定合意しました。今回の暫定合意では、主に課税対象と適用時期に関して、2021年7月14日に公表された法案から更新が行われています。

お知らせ

PwC EMEA デジタル課税サポートチーム発足

デジタル課税法制度化に向けて、EMEA 地域における日系企業の実務負担の軽減および税務ガバナンス強化をサポートするための専門タスクフォース体制を新設しました。

《強み》

- 欧州の各拠点に税務の専門家を設置し、主要拠点の英国・ドイツ・オランダにはPwC 税理士法人からの出向者が合計6名在籍
 - 税務の専門家としてデジタル経済課税に精通
 - 実務面でもPwC 税理士法人と連携
- EMEA 地域でのデジタル経済課税のサポートが可能
サポート内容(例)
 - 欧州統括拠点を中心に勉強会(日本語・英語)
 - 必要数値の入力サポート、スポットでの相談、本社との連携、業務の外部委託などあらゆる悩みに対応

セミナー情報

各国で直近実施したセミナー、および今後開催予定のセミナーについてご案内します。登録・視聴リンクがないセミナーについても、ご興味がありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。



EMEA 子会社向け デジタル課税(Pillar2)対応セミナー

欧州子会社としてデジタル経済課税にどのように取り組んでいくか、日本側の視点や実例を交えて解説します。本社で税務を担当されていなかった方も多数欧州に駐在されているということを踏まえ、なるべく専門的な用語を使わず、欧州子会社の実務目線にフォーカスした内容を予定しています。また、ESGなどの欧州最新動向も解説予定です。

実施予定日(申し込み先は後日ウェブサイトなどに公開)

6月21日(水): PwCドイツ ミュンヘン事務所

6月22日(木): PwCドイツ デュッセルドルフ事務所

6月26日(月): PwCオランダ アムステルダム事務所

9月22日(金): PwC英国 ロンドン事務所

* 本セミナーはすべてオンサイトでの実施になります。

詳細は各国の担当者にお問い合わせください。

PwC 英国: 並木 祐弥 (yuya.x.namiki@pwc.com)

PwC ドイツ: 厚地 崇兵 (shuhei.a.atsuchi@pwc.com)

PwC オランダ: 秋山 賢介 (kensuke.a.akiyama@pwc.com)

ドイツ



特別ウェブセミナー「移転価格と関税が交差する新たな課題」

ドイツ連邦財政裁判所は 2022 年 5 月 17 日の判決 (VII R 2/19, “Hamamatsu”) において、移転価格における期末調整に係る関税の取り扱いについて言及しました。

このウェブセミナーでは、同判決の内容や問題点についてしっかりと理解し、関税と移転価格の相互作用に対し最も効果的に、かつ合法的に対応するための選択肢を紹介します。

実施日

5 月 11 日 (木): 9 時 30 分～10 時 30 分 (CEST)

16 時 30 分～17 時 30 分 (JST)

ライブ配信

言語: 英語および日本語サマリー

お申込み: こちらの[リンク](#)からご登録ください。

日系企業向け 2023 年税制改正セミナー

2023 年 3 月 27 日に日系企業向け 2023 年税制改正セミナーを行いました。セミナー資料などをご希望される場合は、PwC ドイツまでお問い合わせください。

《プログラム》

- 2023 年度税制改正 (一般税務・国際税務 < 移転価格 >)
- その他の重要アップデート
 - ドイツにおける税務調査
 - 重要な判例
 - EU 指令 (デジタル経済課税第 2 の柱 < Pillar2 > / 国境炭素税 < CBAM >)

問い合わせ先: 厚地 崇兵 (shuhei.a.atsuchi@pwc.com)

ドイツ着任者向けオンデマンドセミナー (移転価格)

配信方法: オンデマンド配信。お申し込み完了後、順次メールにてご案内します。

視聴時間: 約 50 分

言語: 日本語

《プログラム》

- ドイツ移転価格税制
- ドイツローカルファイル作成にあたって
- 在独日系企業における留意点
- PwC ドイツについて

お申込み: こちらの[リンク](#)からご登録ください。

各国問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwCの貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

PwC 税理士法人	清宮 陽二 (税理士法人 パートナー 英国担当) 村上 高士 (税理士法人 パートナー オランダ担当) 溝口 豪 (税理士法人 パートナー ドイツ担当) 問い合わせ先: yoji.k.kiyomiya@pwc.com
PwC 英国	宮嶋 大輔 (JBN & Markets Co-Leader EMEA) David Yates (JBN UK Tax Leader) 並木 祐弥(法人税、移転価格)、小濱 淳子(コーディネーター) 問い合わせ先: yuya.x.namiki@pwc.com
PwC ドイツ	Uwe Hohage (JBN & Markets Co-Leader EMEA) 河野 由紀子(ドイツ税理士)、厚地 崇兵(法人税) 問い合わせ先: shuhei.a.atsuchi@pwc.com
PwC オランダ	Pieter Janson (JBN Netherlands Tax Leader) 秋山 賢介(法人税) Thomas Heaton(移転価格) 問い合わせ先: kensuke.a.akiyama@pwc.com
PwC フランス	Franck David (JBN France Tax Leader) 猪又 和奈(税務、法務) 問い合わせ先: kazuna.inomata@avocats.pwc.com
PwC ベルギー	横山 嘉伸(税務) 問い合わせ先: yoshinobu.yokoyama@pwc.com
PwC ルクセンブルグ	又木 直人 (JBN Luxemburg Country Leader) 問い合わせ先: naoto.m.mataki@pwc.com
PwC イタリア	Simone Marchio (JBN Italy Tax Leader) 前田 裕(マーケティング) 問い合わせ先: yu.maeda@pwc.com
PwC スイス	Erik Steiger (JBN Switzerland Tax Leader) 藤野 仁美(税務) 問い合わせ先: hitomi.f.fujino@pwc.ch
PwC チェコ	山崎 俊幸(税務) お問合せ先: toshiyuki.x.yamasaki@pwc.com

PwCは、社会における信頼を構築し、重要な課題を解決することをPurpose(存在意義)としています。私たちは、世界152カ国に及ぶグローバルネットワークに約328,000人のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2023 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.